

はじめに



近年、少子高齢化や過疎化、核家族化の進行等により、地域や家庭での支え合い機能の低下や住民相互の社会的つながりが希薄化するなど、地域社会を取り巻く環境は、大きく変化しています。

こうした環境の変化を背景に、福祉に対するニーズは複雑・多様化しており、介護や子育ての不安への対応、障がい者の自立支援、高齢者の孤立や児童虐待、自殺への対応などが求められています。

県では、長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」において、「県民が支え合う福祉コミュニティの形成」を重点戦略として掲げ、県民誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らすことができる大分県づくりに取り組んでいるところです。

また、県民や市町村、社会福祉協議会、ボランティア、NPO等の関係団体が地域福祉のさまざまな支え合いのネットワークづくりを行っていく上での共通指針として、「大分県民福祉基本計画」を平成17年3月に策定し、「ユニバーサル社会」の実現を目指し、ハード面はもとより、「人を思いやるこころの醸成」や「情報・サービスの提供」などソフト面でのユニバーサルデザインの推進にも取り組んできました。

このたび、計画策定後5年を迎えたことから、介護保険制度の改正、障害者自立支援法の制定など社会保障における諸改革や多様な生活課題を踏まえ改定することとしました。

特に、今回の改定では、住民の方々が主体的に行う支え合いの仕組みづくりや、ボランティア、NPO、社会福祉事業者、関係機関・団体など地域福祉を担うさまざまな主体の参加、さらには、こうした方々と行政が連携・協働し、地域住民の抱える生活課題の解決に向けた取組により、地域福祉を積極的に推進していくこととしています。

今後、本計画に基づき、県民及び市町村、企業、関係機関・団体等と協働して、「新たな支え合い（共助）の確立」に向け、皆様方の一層のご理解とご協力をいただきながら、県民総参加で取組を進めてまいりたいと考えています。

終わりに、本計画の改定にあたり、大分県社会福祉審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました県民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成22年3月

大分県知事 広瀬勝貞

目 次

I 計画の趣旨

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
5	計画の構成	2

II 基本構想編

第1章	地域福祉を取り巻く現状と課題	3
(1)	少子高齢化の進行	3
(2)	地域での自立生活の実現	5
(3)	障がいの多様化	5
(4)	家族機能の縮小と地域社会の変容	5
(5)	社会保障制度の諸改革等	5
(6)	地方分権の推進と市町村合併の進展	5
(7)	福祉課題の複雑化・多様化	6
(8)	小規模集落の増加	6
第2章	地域が抱える生活課題	7
第3章	計画の基本的な考え方	10
第1節	基本理念	10
第2節	基本的な視点	10
(1)	人権尊重社会の確立	10
(2)	共に生きる社会づくり	10
(3)	新しい「公共」の創造	11
(4)	男女共同参画	11
(5)	福祉文化の創造	11
第3節	計画の基本目標	13
第4節	施策展開の基本的方向	13

Ⅲ 計画編

第1章 安心のある暮らしを支える福祉の基盤づくり	15
第1節 総合的な情報提供・相談体制の整備	16
(1) 福祉情報の提供体制の整備	16
(2) 総合的な相談体制の整備	17
第2節 利用者の権利の擁護	19
(1) サービス評価の普及	19
(2) 利用者の立場に立った指導監督の充実	20
(3) 本人の意思決定を支援する仕組みの普及	21
(4) 苦情解決の仕組みの適正な運営の確保	22
(5) 児童や高齢者への虐待、配偶者等からの暴力への対応	23
(6) 消費者契約に関する被害の防止	25
第3節 身近な地域での暮らしを支えるサービス体系づくり	26
(1) 在宅サービスの充実	26
(2) 自宅、施設以外の「住まい方」の実現	29
(3) 施設の整備と多機能化	30
第4節 福祉・保健・医療の連携	33
(1) 保健予防・リハビリテーションの充実	34
(2) ケアマネジメントの推進	37
第2章 共に生きる活力ある福祉コミュニティづくり	38
第1節 地域福祉の総合的・計画的な推進	39
第2節 県民の主体的な参加の促進	40
(1) 当事者の自主的な参加の促進	40
(2) 地域住民の自主的な活動の促進	41
第3節 多様な事業主体の参入促進	42
第4節 生活関連分野との連携	43
(1) 教育との連携	43
(2) 子育てと仕事の両立のための就労環境の整備	45
(3) 高齢者や障がい者等の活力を生かす雇用・就業機会の確保	47
(4) 生きがいつくりと社会参加の推進	49
(5) 防犯・防災対策の推進	51

第5節	すべての人にやさしい福祉のまちづくりの推進	53
(1)	福祉のまちづくりの総合的な推進	53
(2)	生活環境のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	55
(3)	情報・コミュニケーションのバリアフリー、 ユニバーサルデザインの推進	57
(4)	心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	58
第3章	心豊かな福祉社会の発展を担うひとづくり	59
第1節	地域福祉の意識の醸成	59
(1)	地域福祉の普及・啓発	59
(2)	福祉教育の推進	60
第2節	社会福祉従事者の養成・確保	62
(1)	社会福祉従事者等の資質の向上	62
(2)	大分県福祉人材センターの機能強化	64
(3)	大分県社会福祉介護研修センターの機能強化	65
第3節	地域福祉活動の担い手の育成・確保	66
(1)	地域福祉活動の中心的な役割を担う人材の育成・確保	66
(2)	ボランティア・NPOの育成	67
(3)	大分県ボランティア・市民活動センターの機能強化	69

IV 推進編

第1章	新たな支え合い（共助）の確立	71
第1節	新たな支え合いの仕組みづくり	72
1	小地域における支え合いの仕組みづくり	72
2	生活課題の発見から解決までのシステムづくり	75
第2節	地域福祉活動の担い手づくり	77
1	小地域活動を支えるリーダーの育成・確保	77
2	地域福祉活動コーディネーターの育成・確保	77
3	地域福祉を担う多様な主体の育成・確保	78
第3節	小規模集落への対応	79
第2章	地域福祉推進主体の役割	84
第1節	日常的な生活圏域	84

(1) 地域住民	84
(2) 民生委員・児童委員	85
第2節 市町村の圏域	85
(1) 市町村	85
(2) 市町村社会福祉協議会	86
(3) 社会福祉法人	86
(4) ボランティア・NPO	87
(5) 企業・団体	88
第3節 県の圏域	89
(1) 県	89
(2) 県社会福祉協議会	90
(3) 共同募金会	90
(4) 大学・専門学校等	90
第3章 計画の進行管理	91
資料	93